

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（条例第五十六条第一項第六号の規則で定める事業等）

第二十二条 条例第五十六条第一項第六号に規定する社会福祉を目的とする事業のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項各号に掲げる第一種社会福祉事業

二 社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる第二種社会福祉事業のうち助産施設又は保育所を経営する事業

三 社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる第三種社会福祉事業

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 奈良県社会福祉協議会又は県内の市町村社会福祉協議会が行う事業

六 障害者の生活及び就労に必要な能力の向上を目的として障害者に対し通所により生活訓練及び作業訓練を行うために設立された作業所を運営する事業で、県又は奈良市が補助の対象とするもののうち知事が定めるもの

2 条例第五十六条第一項第六号に規定する公益を目的とする法人で規則で定めるものは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、更生保護法人及び特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人とする。

第二十三条 削除

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。